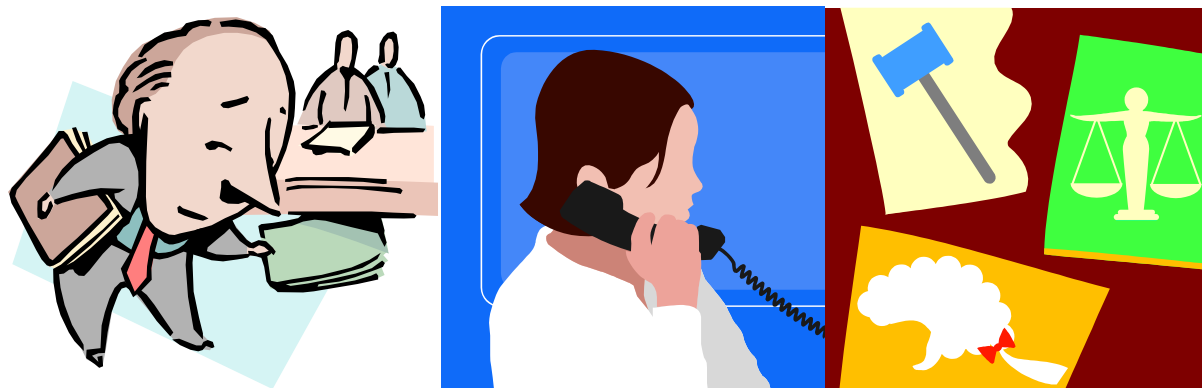


千代田区職員等公益通報条例



◎あなたが、仕事をしていて、区政に関わる違法あるいは不当な事実に出会ったときには、その是正のために、行政監察員(弁護士)に通報をすること(公益通報)ができます。

◆通報ができるのは、次の方々です。

◎区の職員の方(臨時雇用職員の方や、派遣の方も通報ができます。)

◎まちみらい千代田の職員の方

◎区の事務事業を行う受託請負業者や指定管理者の従業員の方

◆通報先(行政監察員)

◎ [内野 経一郎 弁護士](#) ☎ [03\(3230\)0450](tel:0332300450)

◎ [内山 忠明 教授](#) ☎ [03\(5275\)8693](tel:0352758693)

詳しくは、このパンフレットの最後に記載されています。

! 通報者の秘密は守られます。

! 通報しても不利益な取扱いを受けることはありません。

千代田区政策経営部総務課

近年、国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事が、相次いでいます。

こうした企業不祥事が明らかとなるきっかけの多くが、内部の関係者からの通報、いわゆる内部告発であると言われています。

そこで、こうした公益のために通報を行ったことを理由として労働者が解雇などの不利益な扱いを受けることのないよう公益通報に関する保護制度を整備するため、「公益通報者保護法」が平成18年4月から施行されていますが、千代田区では、公益通報者保護法が施行される以前から、透明で適法かつ公正な区政運営のため、「千代田区職員等公益通報条例」(平成15年8月施行)に基づく独自の公益通報制度を実施しています。

この条例では、**区職員、まちみらい千代田の職員、受託・請負事業者の従業員のみな**さんが区政執行上の違法あるいは不当な事実に出会ったときに、是正のために外部に設置した**行政監察員(弁護士)**などに通報することができるようにし、また通報をしたことにより**不利益な取扱いを受けないこと**としています。

これにより、職員の適法・公正な職務執行への自覚が高まり、区政に根付いていくことが期待されています。

このパンフレットは、千代田区の職員等の公益通報制度について、疑問や不安を解消し、区における公益通報制度を適正に運営することを目的とするものです。



◎千代田区職員等公益通報条例Q & A

Q: 公益通報とは何ですか？

A: 条例では、区の職員などによってなされる、区政に関わる違法又は不当な事実についての通報のことを指しています。区における、いわゆる内部告発です。

Q: 内部告発と言うと、「密告」とか「告げ口」のようなネガティブなイメージがあって、抵抗があるのですが…

A: 確かに、これまでは事実を覆い隠してでも組織を守ることが、その組織に所属する者のとるべき行動であるかのように言われてきた一面もあります。しかし、企業不祥事などの例をみると、不正を放置するあるいは不正を隠蔽するということは、かえって組織の衰退を招いています。現に不正があるにもかかわらず、それを是正しないまま放置しておくということは、組織にとってもマイナスとなるのです。内部告発者は、組織の裏切り者ではなく、組織の貢献者だということがいえます。

Q: 千代田区職員等公益通報条例と公益通報者保護法とはどのような関係にあるのでしょうか。

A: 公益通報をした労働者を保護するための一般的な法律が公益通報者保護法で、区の職員等についての公益通報のルールを定めたものが千代田区職員等公益通報条例と考えるだけでよいと思います。条例と法律とでは、その目的や公益通報の範囲などに若干の違いがありますが、正当な公益通報であれば、いずれにしても通報者は保護されますので、通報に際して気にする必要はありません。

Q: どのようなときに通報ができますか？

A: 区の事務事業の執行において、違法又は不当な事実が認められるときです。区が直接執行するものだけでなく、区から委託され請け負った事業者の委託された事務事業の執行に関するものを含みます。

Q: 仕事をしていて、法令違反の行為をしているのではないかとなんとなく感じるがありますが、本当に違法なのかどうかよくわからないので、悩んでしまいます。

A: 行政監察員に相談してみてください。行政監察員は、法律の専門家ですので、アドバイスを受けられます。また、法令に違反するとまではいえない不当な行為であっても、通報の対象となります。

Q:いわゆるセクハラやパワハラのような個々の職員の行為は、公益通報の対象とならないのでしょうか？

A:それが、職務行為の中でなされていると認められる場合には、公益通報の対象となります。行政監察員にご相談下さい。ただし、単なる誹謗中傷は、公益通報とはなりません。

Q:職員個人の職務と関係ないところでなされた違法行為なども対象となりますか？

A:信用失墜行為にもならない単なる私生活上のことや人事管理上の不平不満のようなものは、公益通報の対象から除かれます。

Q:既に違法状態が解消してしまっている過去の事実であっても、通報の対象となりますか？

A:是正の必要がある限り対象となります。違法状態が終了しているとしても、損害賠償や懲戒処分や刑事告発の必要がある場合には、なお通報の対象となります。

Q:誰でも通報できるのですか？

A:区の職員の方なら誰でも通報できます。管理職の方も可能です。臨時雇用の職員の方や人材派遣会社などから区に派遣されてきている方、まちみらい千代田の職員の方も通報ができます。その他、区の事務事業を行う受託請負業者や指定管理者の従業員の方も受託等をされた事業に関して通報ができます。区民の方は、通報できません。

Q:どこに通報したらいいのですか？

A:公益通報の通報先として「行政監察員」を区の外部に設置しています(このパンフレットの最後のページをご覧ください)。行政監察員は、区から独立した弁護士です。独自に調査して区長に結果を報告し、改善されないようであれば自ら結果を公表する権限も持っています。もちろん、従来のように上司等に通報することもできます。

Q:新聞社に通報したり、インターネットで公表したりすることも認められますか？

A:まずは、行政監察員等に通報してください。それでも是正されなかった場合や、緊急の必要がある場合には、マスコミ等の相当な機関に通報することもできます(もちろん確かな情報であることが前提です)。

Q:どうやって通報したらいいですか？

A:通報手段に特に制限はありません。通常は、電話、手紙、FAX、電子メール、面会等によることとなると思います。通報先となる行政監察員の事務所の住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス等は、このパンフレットの最後のページに記載されています。

Q:匿名で通報することはできますか？

A:原則として実名によってください。ただし、確実な資料があるときや人の生命身体等の危険を避ける緊急の必要があるときは、匿名によることができます。

Q:通報をする際に、違法な行為が行われているということの証拠などが必要となるのでしょうか？

A:通報は、確実な資料に基づき誠実に行うよう努めなければならないとされていますが、通報内容に信憑性があれば、確実な証拠資料がなくても、公益通報として受け付けます。証拠隠滅の恐れがある場合でも、無理に証拠資料を持ち出すようなことはしないで、まず行政監察員に相談してください。緊急に対処する必要があるときは、行政監察員にその旨お知らせいただければ迅速に対応します。

Q:公務員には地方公務員法上守秘義務が課せられています。通報したことにより、守秘義務違反を問われるようなことはないのでしょうか。

A:そのようなことは、ありません。誤って、違法ではない行為を違法だとして通報したとしても、違法だと信じるに足りる相当な理由があれば、守秘義務違反に問われることはありません。

Q:通報したことで、上司や周りのみんなから白い目で見られるようなことになるのではないかと思います、不安です。

A:通報を受ける行政監察員には、守秘義務が課せられています。通報者の意に反してその氏名等を漏らすことはありませんので、通報者の情報が、上司や同僚などに知られることはありません。また、条例では、通報をしたことによるいかなる不利益取扱いも禁止しています。この不利益取扱いの禁止には、事実上の不利益取扱いも含まれます。万が一、通報したことにより不利益な取扱いを受けたときは、その旨を行政監察員に通報して下さい。その不利益的取扱い自体を不当な行為として改めて調査し、必要があれば、行政監察員から不利益取扱いの是正を求める措置をとります。

Q:区から事業を請け負っている会社の従業員です。通報ができると聞きましたが、いくら区の方で不利益な取扱いをしないと云っても、通報したことがバレたら、会社から解雇などの不利益な取扱いをされるのではないかと不安です。

A:公益通報者保護法も併せて適用されるケースであれば、解雇は無効となります。また、公益通報者保護法の対象とならないような場合でも、正当な公益通をしたことを理由とする解雇は無効であるとされています。

Q:いけないと思いつつ、私自身が違法行為に関与してしまいました。通報したら、処分を免れることができるのでしょうか？

A:通報により、処分を軽減することができることもあります。そのまま違法行為を続ければ、より一層厳しい処分をうけることになってしまいますので、直ちに行政監察員に相談してください。

Q:このような制度があると、身に覚えのないことで通報されるのではないかと不安です。

A:行政監察員は、通報者からの一方的な言い分だけ調査することはありません。事実無根であればその旨行政監察員からの調査に教えてください。通報者だけでなく通報された側についても、違法又は不当な事実の存在が確認されない限り、秘密は守られます。万が一事実無根なのに噂が広まってしまった場合には、区長が事実無根である旨、公表するなど、名誉回復に努めます。

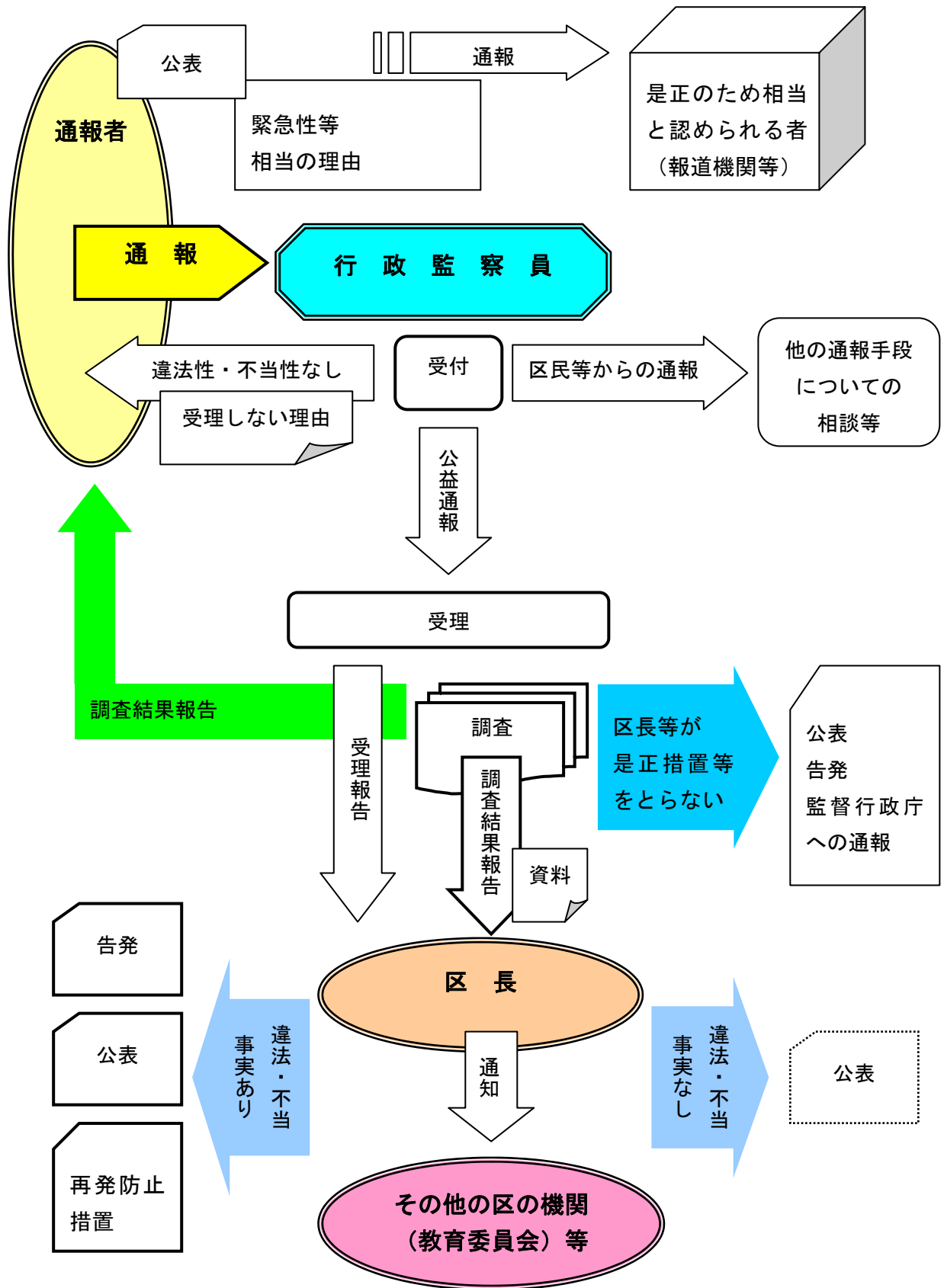
◇千代田区職員等公益通報条例についてご質問のある方は

☛千代田区政策経営部総務課 文書・法規担当
〒102-8688 千代田区九段南1-2-1
電話 3264-2111 (内線)2215

◇公益通報者保護法について詳しくお知りになりたい方は

☛公益通報者保護制度ウェブサイト
<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/koueki/index.html>

千代田区公益通報制度全体図



◇ 千代田区行政監察員

※皆さんの通報を受ける弁護士の先生方です。

※中立・公正な立場で通報の受付・調査を行います。

	内野 経一郎	内山 忠明
行政監察員	 <p>◎公益通報者保護に実績のあるベテラン弁護士</p>	 <p>◎行政に明るい弁護士 日本大学法学部教授</p>
郵便で通報する場合 ☞	〒102-0073 千代田区九段北 4-1-5 市ヶ谷法曹ビル 505 号 東京第一法律事務所	〒101-8375 千代田区三崎町 2-3-1 日本大学法学部 9504研究室
電話で通報する場合 ☞	03(3230)0450 (公益通報専用)	03(5275)8693
Faxで通報する場合 ☞	03(3230)4050	同上
Emailで通報する場合 ☞	office@uchino-law.com	uchiyama@law.nihon-u.ac.jp

☆通報の方法に制限はありません。電話、ファックス、Email、面談等いずれでも可能です。

☆行政監察員は区から独立した外部機関です。あなたの名前等が上司や同僚などに漏れることはありません。

◇千代田区政策経営部総務課 文書・法規担当

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1

電話 3264-2111 (内線)2215